

令和 2 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

「令和 3 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録」の
申請に関する重要事項（変更点等）

1. 令和 3 年度登録、申請提出書類に関わる重要事項

以下の事項について、令和 2 年度から変更になっていますので留意願います。

(1) 外部保管について

外部保管（プラスチック製容器包装の再生処理施設と同一敷地外での保管）は、製品のみとし、ベール保管（原料等）を認めないこととした。

【資料 4-4 参照】

なお、令和 2 年度についても同様な対応に変更していく予定である。

(2) 様式 5 付属②（利用能力・利用フロー等確認票）の微変更

様式 5 付属②の様式に「直近訪問日」欄を設け、直近訪問日を記入できるようにした。新規利用施設のみが対象であるが、記載をお願いする。

【資料 4-2 参照】

(3) 利用事業者への現地確認に関わる特別対応（新型コロナウイルス感染症対策）

＜特別対応の内容（令和 2 年度も同様）＞

同意書の登録申請において、新規の利用事業者（施設）の場合は「現地確認」が義務付けられている。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 予防を配慮し、以下の特別対応とする。

〈1〉 感染リスクのある利用事業者への現地確認は、必須としない。

〈2〉 ただし電話等、で最新情報（利用能力・利用フロー等）を確認する。

また、感染収束後に現地を訪問することを前提とする。

〈3〉 様式 5 付属②の記載方法と提出

・申請時：確認した日を確認実施日欄に、確認方法が電話なら、電話---等での確認側にチェックして提出する。

容り利用能力欄には、〈2〉で得た情報を記載する。

・訪問後：付属②の再提出を行う。

訪問（確認）した日を確認実施日欄に、確認方法欄は現地訪問確認にチェックして提出する。

容り利用能力欄には訪問で得た最新情報を記載する（申請時と変更がなければ、申請時の写しで可）。

また、定例的に実施している「現地訪問」（最低 1 回／年）についても、新型コロナウイルス感染症予防を配慮した対応をお願いする。

{ 予定していた訪問時期を先延ばしすることは問題としない }

以下の事項については、令和2年度との変更点はありませんが、特に注意していただきたい事項ですので留意願います。

(1) 施設能力の申告値について

＜工場属性情報の入力（様式2）に関わる重要事項＞

施設の能力については「再生処理能力（投入量）」①と「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②の二つの入力をお願いしているが、「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②については、容リ以外の廃棄物等を受け入れる場合の減量分を勘案するだけでなく、より実態に近い引き取り能力値を申告していただきたい。入札時の落札可能量・減量申請は、原則認められません。

なお、「うち容器包装引き取り能力（投入量）」②を変更した場合、関連する施設関係書類（4. 処理工程に沿った物質収支と処理量、5. 操業体制等）の見直し、提出も必要となるので留意のこと。

(2) ガス化手法によって得られたガスを燃料として利用する場合の対応

ガス化手法によって得られた水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを燃料として利用することは、固形燃料化と同様に緊急避難的・補完的取り扱いとなっています。

2. その他連絡事項

*廃棄物関係書類の見直しについて

廃棄物関係書類の見直しを行っており、令和2年度下期からの運用を予定しておりましたが、変更内容を説明する場がないこと等を勘案して、運用を半年先に伸ばすことにしました。

- (予定)
- ・変更内容の提示 : 令和3年2月
 - ・変更内容の説明 : 令和3年3月 <事業者説明会にて>
 - ・各種様式等の提出 : ~令和3年3月末
 - ・新システムの運用 : 4月 {令和3年度}

【参考資料9 参照】

以上